

長岡市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定に基づき、告示します。

令和7年2月27日

長岡市長 磯田達伸

1 委託した事務の内容及び委託先

委託事務の内容	委託先
シティホールプラザ「アオーレ長岡」駐車場 駐車料金徴収事務	長岡市坂之上町3丁目2番地3 二幸産業・新潟総合警備保障共同企業体 代表 二幸産業株式会社 新潟支社長 佐藤 泰之

2 委託を必要とした理由

駐車場管理業務を受託する事業者により、駐車料金徴収事務も委託することにより、効率的な施設運営ができるため

3 委託期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで